

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	海南省

海南省鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 まちづくり部 産業振興課
所在地 海南省南赤坂 1 1 番地
電話番号 073 (483) 8464
FAX 番号 073 (483) 8466
メールアドレス sangyosinko@city.kainan.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アライグマ、アナグマ
計画期間	令和8年度～ 令和10年度
対象地域	和歌山県海南市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (6年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	383 千円、0.54ha
	果樹	8,421 千円、2.07ha
シカ	果樹	128 千円、0.04ha
サル	—	—
タヌキ	—	—
アライグマ	野菜	525 千円、0.12ha
	いも類	180 千円、0.04ha
アナグマ	野菜	87 千円、0.02ha
	いも類	90 千円、0.02ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシについては、令和2年から令和3年にかけての豚熱の流行により一時的に生息頭数が大幅に減少していたが、その後捕獲頭数が流行前の水準に戻ってきており、被害も増加傾向にある。

シカについては、南野上地区や下津町地区において生息域を拡大しているものとみられ、特に果樹において、果実の食害だけでなく、新芽の食害等が増加傾向にある。

サルについては、単独で市街地、住宅地への目撃情報が報告されている。

タヌキについては、中山間部より市街地へ出没しており、庭園や住宅内への侵入、糞害が報告されている。

アライグマについては、市内各地の農作物への被害とともに、住宅街での目撃も相次いでおり、その数は増加傾向にある。

アナグマについては、令和6年度以降、農地周辺での出没報告が多く寄せられており、農地での痕跡も見られるなど、被害の拡大が今後懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、

被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (6年度)	目標値 (10年度)
イノシシ	8,804 千円、2.61ha	7,920 千円、2.34ha
シカ	128 千円、0.04ha	115 千円、0.03ha
サル	—	—
タヌキ	—	—
アライグマ	705 千円、0.16ha	630 千円、0.13ha
アナグマ	177 千円、0.04ha	155 千円、0.03ha
計	9,814 千円、2.85ha	8,820 千円、2.53ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマについては、猟友会員に有害鳥獣捕獲を依頼し、捕獲経費の助成を行っている。 あわせて、アライグマについては外来生物法による特定計画を策定し、市民と協力しながら捕獲を行っている。	猟友会員の高齢化による捕獲者の減少が進んでいる。 これまで本市の鳥獣被害のほとんどがイノシシだったが、シカ、アライグマ、アナグマによる被害が増加傾向にあり、捕獲者の増加・育成に継続的に取り組む必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	鳥獣被害防止総合対策事業(国庫事業)や農作物鳥獣害防止総合対策事業(県単独事業)を活用して、広域的な防護柵の設置を支援している。 また令和3年度からは、市の単独事業により、1戸の農家が周囲に防護柵を設置する場合に、資材費の一部を補助している。	広域的な防護柵の設置については、一定整備されつつあるが、未了の部分について今後とも設置を推進する必要がある。
生息環境管理その他	農業者が参加する会議等の機会において、鳥獣対策についての講習等を行っている。	市主催の会議の機会に限られるため、農業者団体とも協力し、知識の普及に努める必要がある。

の取組	
-----	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

本市における被害軽減の取組として、防護柵による農作物の保護及び箱わな等の設置による捕獲強化を継続して実施する必要があると考えている。

イノシシの捕獲頭数は、令和3年度（前回の計画における現状値）に豚熱の影響で一時的に減少したものの、令和4年度以降は増加傾向にあるため、農家や猟友会との更なる情報共有で、捕獲による個体数管理、防護柵設置の提案及び集落・団体等に対して設置済み防護柵の定期点検を行うよう助言するなど、農作物保護の強化を行っていく必要がある。

一方、シカやアライグマの捕獲頭数も増加傾向にあるなか、アナグマの出没報告が近年多く、個体数も増加しているものと見られる。今後は、イノシシ以外の鳥獣にも対応する防護柵等の整備も、被害状況に応じて行っていく必要がある。

また、獣種は不明だが、小動物の農地への侵入も報告されており、センサーカメラ等を設置しての、獣種の特定による捕獲対象鳥獣の拡大も検討する必要がある。

平成29年度からは、より一層の捕獲強化を行うため、年間を通じて有害鳥獣捕獲の対象期間とし、加害獣による被害の抑制に努めている。

また、狩猟者の育成のため、狩猟免許取得者に対し、講習会、免許試験費用の一部を助成し、捕獲従事者の確保を図っている。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- 鳥獣被害対策実施隊を設置
・常勤職員3名（海南市職員）

<p>施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員 31名 <p>捕獲の実施（猟友会員 31名が対象鳥獣捕獲員に任命）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者等の被害報告や捕獲要望を受け、必要に応じ、その地域を熟知している猟友会員に出動を依頼し、わなの設置もしくは銃器を使用した捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・海南市鳥獣被害対策協議会で対象鳥獣用捕獲檻を購入し、実施隊による捕獲を実施するとともに、地域の捕獲活動を推進する。 ・捕獲者確保のため、セミナーを開催するなどの活動に取り組む。
令和9年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・海南市鳥獣被害対策協議会で対象鳥獣用捕獲檻を購入し、実施隊による捕獲を実施するとともに、地域の捕獲活動を推進する。 ・捕獲者確保のため、セミナーを開催するなどの活動に取り組む。
令和10年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・海南市鳥獣被害対策協議会で対象鳥獣用捕獲檻を購入し、実施隊による捕獲を実施するとともに、地域の捕獲活動を推進する。 ・捕獲者確保のため、セミナーを開催するなどの活動に取り組む。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【イノシシ】

豚熱の流行により、一時は大きく捕獲頭数が減少したものの、生息数は従来の水準に戻ってきている。年間を通じた有害鳥獣捕獲に取り組み、被害減少を目指す。

【シカ】

農地だけでなく住宅地への出没の報告が増えてきており、今後農作物被害も増加する可能性が高い。個体の捕獲を実施し、個体数の減少を目指す。

【サル】

住宅地において、単独での目撃報告があるが、現時点では、農作物への被害報告がないことから、必要に応じて、有害捕獲を実施する。

【タヌキ】

住宅への出没報告があり、個体数の増加が懸念される。カメラ等を利用した加害獣の特定を行い、農作物への被害が確認されれば、必要に応じて有害捕獲を実施する。

【アライグマ】

住宅や農地への侵入報告が増加しており、それに伴い捕獲頭数も急増している。猟友会員による有害捕獲や外来生物法に基づく特定計画に従い、市民とも協力して、小型箱わなによる捕獲活動を継続し、個体数の減少に努めたい。

【アナグマ】

住宅や農地への侵入報告が増加している。猟友会員による有害捕獲や、市民とも協力して、小型箱わなによる捕獲活動を実施し、被害が拡大しないよう発生抑制に努めたい。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	捕獲数 1,000 頭	捕獲数 1,000 頭	捕獲数 1,000 頭
シカ	捕獲数 120 頭	捕獲数 120 頭	捕獲数 120 頭
アライグマ	捕獲数 500 頭	捕獲数 500 頭	捕獲数 500 頭
アナグマ	捕獲数 250 頭	捕獲数 250 頭	捕獲数 250 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
田畑周辺に出没する有害獣を捕獲するため、年間を通じ、市内全域での有害鳥獣捕獲を猟友会員に依頼し、農作物被害の減少に取り組む。 イノシシは、集落が主体となり、箱わなやくくりわなを活用した捕獲を進

めるとともに、被害地域での捕獲活動を実施するため、鳥獣被害対策実施隊員に銃器による捕獲を依頼する。

シカは、猟友会員を中心とした箱わなやくくりわなによる捕獲を進めるとともに、鳥獣被害対策実施隊員に銃器による捕獲を依頼する。

アナグマ・アライグマは、猟友会員への依頼や市民と協力して、被害発生や出没の多い場所において小型箱わなを活用した捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃による捕獲は本市では実施しない。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8 年度	9 年度	10 年度
イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ 電気柵 延長 20km (市内全地区)	ワイヤーメッシュ 電気柵 延長 20km (市内全地区)	ワイヤーメッシュ 電気柵 延長 20km (市内全地区)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ シカ	防護柵の効果が十分に発揮されるよう、集落・団体等において点検を実施するよう助言する。	防護柵の効果が十分に発揮されるよう、集落・団体等において点検を実施するよう助言する。	防護柵の効果が十分に発揮されるよう、集落・団体等において点検を実施するよう助言する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ	農業者の集まる会議等において、有害獣が近づかない環境づくりについて、鳥獣被害対策アドバイザーや農業者団体とも協力し、啓発に努める。
令和9年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ	農業者の集まる会議等において、有害獣が近づかない環境づくりについて、鳥獣被害対策アドバイザーや農業者団体とも協力し、啓発に努める。
令和10年度	イノシシ シカ アライグマ アナグマ	農業者の集まる会議等において、有害獣が近づかない環境づくりについて、鳥獣被害対策アドバイザーや農業者団体とも協力し、啓発に努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
海南市	情報収集、連絡調整
海草振興局	情報収集、連絡調整
海南警察署	情報収集、緊急時における活動協力
海南市鳥獣被害対策実施隊	捕獲活動

(猟友会員)	
--------	--

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

海南省（関係各課、関係機関へ連絡）⇔海草振興局、海南警察署 ↓ 海南省鳥獣被害対策実施隊（猟友会員）、鳥獣保護管理員 （捕獲活動の実施）

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲者による解体、分配を基本とし、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう埋設処分、また埋設処分が困難と思われるものについては、本市クリーンセンターへの搬入を基本とする。
--

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	獣肉（イノシシ・シカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、ジビエ利用についても研究・検討したい。
ペットフード	獣肉（イノシシ・シカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、ペットフード利用の需要について研究・検討したい。
皮革	獣肉（イノシシ・シカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、皮革利用の需要について研究・検討したい。
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	獣肉（イノシシ・シカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、その他の用途の需要について研究・検討したい。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設の整備の予定はない。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲鳥獣の有効利用のための人材育成に関しての取組の予定はない。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	海南市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
海南市まちづくり部 産業振興課	・事務局（予算の執行） ・関係機関との連絡調整 ・被害傾向の分析
海草振興局農林水産振興部 農業水産振興課	・被害防止に関する情報収集及びその検証 ・防護・捕獲等の対策指導
和歌山県農業協同組合ながみね地 域本部営農経済部営農販売課、 各営農センター（海南・下津）	・農家及び地域への知識・技術の普及 ・農家及び地域への防護・捕獲等の対策指導
和歌山県農業共済組合 北部支所	・被害傾向の分析
海南市農政推進協議会	・農家及び地域からの意見の取りまとめ

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
猟友会各分会 (海南東・海南西・下津)	捕獲の実施（銃猟・わな猟）
鳥獣保護管理員	専門家による情報提供

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- 鳥獣被害対策実施隊を設置
- ・常勤職員3名（海南省職員）
施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
 - ・非常勤職員31名
捕獲の実施（猟友会員31名が対象鳥獣捕獲員に任命）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

海南省鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定組織、自治会等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。